

新規上場申請のための半期報告書

(第21期中)

自2024年9月1日
至2025年2月28日

株式会社エータイ

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	5
第3 提出会社の状況	6
1 株式等の状況	6
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	6
(5) 大株主の状況	7
(6) 議決権の状況	7
2 役員の状況	8
第4 経理の状況	9
1 中間財務諸表	10
(1) 中間貸借対照表	10
(2) 中間損益計算書	11
中間会計期間	11
(3) 中間キャッシュ・フロー計算書	12
2 その他	15
第二部 提出会社の保証会社等の情報	16

[期中レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年5月23日
【中間会計期間】	第21期中（自2024年9月1日 至2025年2月28日）
【会社名】	株式会社エータイ
【英訳名】	A-tie Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 樺山 玄基
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町3丁目21番地 クレスト竹橋ビル3F
【電話番号】	03-6328-3526(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 田中 佑治
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町3丁目21番地 クレスト竹橋ビル3F
【電話番号】	03-6328-3526(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 田中 佑治

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第21期中	第20期
会計期間		自2024年9月1日 至2025年2月28日	自2023年9月1日 至2024年8月31日
売上高	(千円)	1,400,424	2,376,316
経常利益	(千円)	413,951	507,517
中間(当期)純利益	(千円)	288,606	297,366
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	20,000	20,000
発行済株式総数	(株)	4,000,000	4,000,000
純資産額	(千円)	2,705,115	2,536,508
総資産額	(千円)	3,293,379	3,272,318
1株当たり中間(当期)純利益	(円)	72.15	74.34
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	30.00
自己資本比率	(%)	82.1	77.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	281,229	961,654
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△322,152	△531,259
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△125,987	△11,973
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(千円)	1,804,045	1,970,955

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は第20期中間会計期間については、中間財務諸表を作成していないため、第20期中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
5. 第21期中間会計期間の中間財務諸表について、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、和泉監査法人による期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、当社は、前中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、前年同中間会計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

(資産)

当中間会計期間末における資産合計は3,293,379千円となり、前事業年度末に比べ21,061千円増加いたしました。

当中間会計期間末における流動資産は1,847,342千円となり、前事業年度末に比べ160,304千円減少いたしました。これは主として、現金及び預金が166,910千円減少したことによるものであります。また、固定資産は1,446,037千円となり、前事業年度末に比べ181,366千円増加いたしました。これは主として、投資その他の資産の長期前払費用が190,930千円増加したことによるものであります。

(負債)

当中間会計期間末における負債合計は588,264千円となり、前事業年度末に比べ147,544千円減少いたしました。

当中間会計期間末における流動負債は455,097千円となり、前事業年度末に比べ144,142千円減少いたしました。これは主として、未払法人税等が58,719千円減少したこと、未払消費税等が43,504千円減少したこと、賞与引当金が24,790千円減少したこと及び未払金が10,333千円減少したことによるものであります。また、固定負債は133,167千円となり、前事業年度末に比べ3,402千円減少いたしました。これは、固定負債のその他が3,402千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は2,705,115千円となり、前事業年度末に比べ168,606千円増加いたしました。これは、中間純利益288,606千円を計上した一方、配当金120,000千円の計上により、利益剰余金が増加したことによるものであります。

(2) 経営成績の状況

当中間会計期間における当社を取り巻く環境は、個人消費の回復やインバウンド需要の増加などにより景気持ち直しの動きがあった一方、ウクライナや中東地域をめぐる情勢の緊迫化や継続した円安傾向の影響をうけた物価上昇などから、依然として先行きが不透明な状況が続きました。

このような環境の中、当社は好調であった広告媒体を中心にさらに集客方法の見直しを実施、加えて、自社HPの改修や寺院墓地案内の手法の見直しに努めた結果、寺院訪問顧客数及び成約率がさらに改善し、既存開苑寺院の売上高が順調に推移しました。また、新規寺院の開苑について引き続き注力することにより2024年10月に2寺院を開苑し、売上高を後押ししました。

この結果、当中間会計期間の経営成績は、売上高1,400,424千円、営業利益412,856千円、経常利益413,951千円、中間純利益288,606千円となりました。

なお、当社は寺院コンサルティング事業の単一セグメントであり、セグメント別の記載をしておりません。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、1,804,045千円となり、前事業年度末に比べ、166,910千円の減少となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって得られた資金は、281,229千円となりました。これは主として、法人税等の支払額184,064千円、未払消費税等の減少43,504千円、賞与引当金の減少24,790千円、仕入債務の減少11,872千円による資金の減少があった一方で、税引前中間純利益413,951千円、長期前払費用償却額の計上138,262千円等による資金の増加があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出された資金は、322,152千円となりました。これは主として、長期前払費用の取得による支出318,060千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出された資金は、125,987千円となりました。これは、主として配当金の支払120,000千円を実施したことによるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針、経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因

当中間会計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

(9) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社における資金需要は、主として運転資金であります。運転資金の需要のうち主なものは、業容拡大のための寺院開発費用及び永代供養墓建立費、寺院開発及び営業に関する人件費、サービス品質のさらなる向上のための現地販売員の人件費、並びに集客及びブランディングに関する広告宣伝費であります。この財源については、自己資金の効率的な運用に努めております。なお、事業活動を円滑に実行できるよう、適正な水準の資金の流動性の維持及び確保を最優先としております。具体的には、何らかの理由により顧客からの入金が滞った場合でも取引先に対する支払に遅れが発生せず、かつ、必要に応じて金融機関からの資金調達を実行するまでの間、事業運営に支障が出ない水準の預金残高を維持しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2025年2月28日)	提出日現在発行数(株) (2025年4月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	4,000,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	4,000,000	4,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2024年9月1日～ 2025年2月28日	—	4,000,000	—	20,000	—	—

(5) 【大株主の状況】

2025年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
樺山 伸一	東京都練馬区	2,400,000	60.00
株式会社エージーアイ	東京都練馬区石神井台四丁目18番2号	1,200,000	30.00
樺山 玄基	東京都渋谷区	400,000	10.00
計	—	4,000,000	100.00

(注) 株式会社エージーアイは、樺山伸一氏の資産管理会社であります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 4,000,000	40,000	完全議決権株式であり、 権利内容に何らの限定の ない当社における標準と なる株式であります。 なお、1単元の株式数は 100株となります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,000,000	—	—
総株主の議決権	—	40,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて中間会計期間（2024年9月1日から2025年2月28日まで）に係る中間財務諸表について、和泉監査法人による期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の5-6」の規定に準じて前年同期との対比は行っておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年8月31日)	当中間会計期間 (2025年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,970,955	1,804,045
売掛金	12,437	9,204
貯蔵品	9,907	9,726
その他	14,346	24,365
流動資産合計	2,007,647	1,847,342
固定資産		
有形固定資産	47,403	44,521
無形固定資産	11,539	8,896
投資その他の資産		
長期前払費用	922,604	1,113,535
その他	313,391	309,353
貸倒引当金	△ 30,268	△ 30,268
投資その他の資産合計	1,205,727	1,392,619
固定資産合計	1,264,670	1,446,037
資産合計	3,272,318	3,293,379
負債の部		
流動負債		
買掛金	11,789	11,049
1年内償還予定の社債	10,000	5,000
未払金	139,210	128,877
未払法人税等	184,064	125,344
未払消費税等	66,914	23,409
賞与引当金	124,542	99,752
移設支援費用引当金	23,850	23,850
その他	38,869	37,814
流動負債合計	599,240	455,097
固定負債		
役員退職慰労引当金	12,506	12,506
その他	124,062	120,660
固定負債合計	136,569	133,167
負債合計	735,809	588,264
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
利益剰余金	2,516,508	2,685,115
株主資本合計	2,536,508	2,705,115
純資産合計	2,536,508	2,705,115
負債純資産合計	3,272,318	3,293,379

(2) 【中間損益計算書】

【中間会計期間】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自2024年9月1日 至2025年2月28日)
売上高	1,400,424
売上原価	424,172
売上総利益	976,251
販売費及び一般管理費	※ 563,395
営業利益	412,856
営業外収益	
受取利息	940
その他	235
営業外収益合計	1,176
営業外費用	
支払利息	5
社債利息	40
雑損失	35
営業外費用合計	81
経常利益	413,951
税引前中間純利益	413,951
法人税等	125,344
中間純利益	288,606

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自2024年9月1日 至2025年2月28日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	413,951
減価償却費	9,163
長期前払費用償却額	138,262
受取利息	△940
支払利息及び社債利息	45
売上債権の増減額 (△は増加)	3,232
仕入債務の増減額 (△は減少)	△11,872
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△24,790
前払費用の増減額 (△は増加)	△9,984
未払金の増減額 (△は減少)	△9,867
未払費用の増減額 (△は減少)	△1,747
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△43,504
長期預り金の増減額 (△は減少)	△3,402
その他	5,853
小計	464,399
利息の受取額	940
利息の支払額	△45
法人税等の支払額	△184,064
営業活動によるキャッシュ・フロー	281,229
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△3,816
無形固定資産の取得による支出	△275
長期前払費用の取得による支出	△318,060
投資活動によるキャッシュ・フロー	△322,152
財務活動によるキャッシュ・フロー	
社債の償還による支出	△5,000
配当金の支払額	△120,000
リース債務の返済による支出	△987
財務活動によるキャッシュ・フロー	△125,987
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△166,910
現金及び現金同等物の期首残高	1,970,955
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,804,045

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自2024年9月1日 至2025年2月28日)
給料及び手当	131,655千円
賞与引当金繰入額	32,660千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当中間会計期間 (自2024年9月1日 至2025年2月28日)
現金及び預金勘定	1,804,045千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	1,804,045

(株主資本等関係)

当中間会計期間 (自2024年9月1日 至2025年2月28日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年11月28日 定時株主総会	普通株式	120,000	30	2024年8月31日	2024年11月29日	利益剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間 (自2024年9月1日 至2025年2月28日)

当社は、寺院コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は、寺院コンサルティング事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、注記の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自2024年9月1日 至2025年2月28日)
1株当たり中間純利益	72円15銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	288,606
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	288,606
普通株式の期中平均株式数(株)	4,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在しているものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年5月19日

株式会社エータイ
取締役会 御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員

公認会計士

加藤 雅之

業務執行社員

代表社員

公認会計士

石田 真也

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士

大橋 敏也

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社エータイの2024年9月1日から2025年8月31日までの第21期事業年度の中間会計期間(2024年9月1日から2025年2月28日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エータイの2025年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上